

# 環境の視角からみた日本の非軍事的安全保障

筑波大学大学院社会科学研究所

蓮井 誠一郎

## 〈目次〉

- 一、はじめに
- 二、安全保障論の環境への拡大
- 三、非軍事的手段による安全保障と日本
- 四、日本政治における環境安全保障
- 五、日本外交と地球環境問題
- 六、日本外交と人間の安全保障
- 七、環境省と環境安全保障
- 八、環境安全保障の功罪
- 九、おわりに

## 一、はじめに

冷戦後、世界システム中心部における軍事的脅威の相対的な低下は、現実の国際政治とそれを研究する国際政治学に様々な変化を要求した。その最も重要なもののひとつが、安全保障の再定義であった。それは戦時期にはじまり冷戦期までに定着した「国防非安全保障」という図式に対する、深刻な変化の要請であった。

その一方で、レイチエル・カーソンの『沈黙の春』で本格的にはじまり、七〇年代を通じて隆盛をみていたのが新環境主義であった。やがて九〇年代に入って、地球環境問題が脚光を浴びた。そこで扱われた問題は、一国内の一部地域の住民の健康を害する国内問題としての環境汚染などではなく、

国境をまたぎ、地球規模にまで拡大するものだった。その脅威にさらされたのは、冷戦期の第三次世界大戦や核戦争と同じく、人類全体の生存だった。登場のタイムイングとしては、地球環境問題は、まさに人類全体への脅威を見失った国際政治の空白を埋めるように登場してきたといえよう。

この安全保障の再定義と環境問題の深刻化が結びついて、環境安全保障に代表される、環境も安全保障上の脅威とみなす概念が九〇年代半ば頃から登場することになった。それは、環境問題が人々の安全を直に脅かすという考え方と、冷戦後主要な脅威のひとつとなった、多くの地域紛争の根源に環境問題があり、その予防と解決が、紛争の暴力化を防ぐことにつながる、という考え方をその基礎としている。これは、安全保障を非軍事化しようとする平和運動などの勢力にとつて、新たな原動力を与える理論となった。

だが同時にそれは、「人間の安全保障」をはじめとする類似の概念が、現実の国際政治でどのように用いられているのかを考えたとき、一定の危険を伴う概念でもあるといえる。その危険とは、本来意図したところの、安全保障の非軍事化を推進するのではなく、むしろ様々な介入や武力行使の口実として用いられ、その頻度を増加させる可能性である。

日本政治も、そのような危険と無縁ではない。日本は憲法の制約の下、自らの安全保障の追求のために軍事力を積極的

に使用することができない。この制限から、日本の安全保障論は、米国などに比べて、早くから非軍事的手段を重視していた。それは七〇年代の総合安全保障の議論にはじまる。だがそこには安全保障の達成に、手段の軍事・非軍事的性質を問わない側面があった。それは、経済やエネルギーなどの非軍事的安全保障の達成に、軍事的手段を用いることを正当化しようとする側面である。

「環境安全保障」を参院の外交・総合安全保障に関する調査会が検討し始めたのは一九八九年で、環境安全保障の概念の歴史からすれば、かなり早い時期である。その意味で、日本は環境安全保障について、より積極的に推進できる立場にあったともいえるが、実際には実現していない。それは、その取り組みが継続しなかったため、政治家たちや関係省庁にその考え方が浸透せず、政策形成の基盤とならなかったためである。そのことは、外交青書と環境白書における、環境問題と環境安全保障に関する議論がいつ頃現れたのかをみることで明らかにする。

## 二、安全保障論の環境への拡大

やや乱暴ない方をすれば、政策決定者たちにとって、戦後、とくに冷戦期の安全保障は、軍事的国家安全保障すなわ

ち国防とはほぼ同義であった。それは東西冷戦という特殊な国際関係にあつては、自然な反応であつたのかも知れない。それでも、安全を保障すべき「国家の生存」とは、国際法上の国家の要素（領域・主権・国民）だけではなく、国民の生活の質や経済的地位、経済状況などへとその意味内容を拡大してきた。それは、安全保障が、ひいては国家が、生存だけではなく、繁栄や幸福追求のための概念へと変化してきたためでもある。

この変化につれて、安全保障概念も再定義、拡大を余儀なくされてきた。安全に対する脅威がその種類を増したというのではなく、むしろ、人々がよつたつ安全の方がその幅を増したためであろう。守るべき安全が多様化したからこそ、脅威も多様化したといえる。このことが、安全保障概念のなかに、環境問題が入り込む余地を与えた。

そのように環境問題を扱った安全保障の再定義については、「安全保障の再定義 (Redefining Security)」という同ジタイトルを持つブラウン、ウルマン、マシューズの論文が特徴的である。

一九七七年のブラウン論文はこの分野では初期の研究にあたる。ブラウンは、国家安全保障への鍵は持続可能性だとした。その上で、エネルギー、生態系、気候変動、食料などの分野に影響する人間活動が、このままでは持続不可能となる

ことを指摘した。続いてそれによつて悪影響を受ける経済が、国家安全保障に与える脅威とその重要性を主張した。

この、生態学的なストレスや資源の枯渇が、やがては経済的なストレスを生み、それが政治的不安定へとつながる、という「環境破壊→経済の悪化→政治的不安定(安全保障問題)」の思考法は、環境と安全保障のつながりを考える際のひとつのベースとなつており、冷戦後の様々な研究にも反映されている。環境破壊が直に政治的不安定や暴力紛争を引き起こすのではないという点が、それまでの資源戦争などの考え方はやや異なる点である。この論文は、環境と安全保障の関連について語る際の論理の流れを、良くも悪くも規定した論文だといえよう。

次に、ウルマンは一九八三年の論文の中で、安全保障における非軍事的要素に着目しつづ、それまでの軍事的要素に偏つた安全保障概念を批判している。彼は軍事的な要素以外にも安全保障にとつて危険な要素があり、そのバランスの偏りが問題だと主張した。すなわち、軍事偏重の安全保障概念は、主観的な認識に基づく脅威と、事実としての脅威との間に乖離を生み、やがて思わぬところから発生する問題によつて、実際の安全を減じることになるということであつた。これは、軍事偏重の安全保障概念の定着により、環境破壊については実際よりもその脅威が低く評価され、その閾値効果に

より、脅威の重大さに気付いたときには対応が手遅れになる可能性を示唆する。

また彼は、何に對して、どのような害をもたらすものが脅威であるのか、を特定することで、本来的に曖昧な安全保障概念を定義しようとしている。これは、たとえば多くの国民の生命を奪う外国の軍隊の侵略と、大規模な環境破壊を安全保障上の脅威として区別しないことにつながる。彼は脅威を以下のように定義している。

(一) その国の住民にとつての生活水準を劇的に、また比較的短期間に減じようとするもの、または (二) 政府や国内の私的、非政府的存在 (個人、集団、企業) の選択可能な方針の幅を相当程度狭めようとする行動、または連続する出来事。

ウルマンは、国内外から来る環境問題そのものを、国家安全保障に對する脅威として描写するのは難しいとする一方で、石油や水などの資源を巡る紛争などは、暴力紛争にならずとも、国家の安寧、すなわち安全保障に影響すると指摘した。

このことは、それがどのような属性をもつのかではなく、それによつてどのような安全が脅かされるのかによつて、それを安全保障問題か否かを判断するという点で、新しい安全保

障の考え方の基礎になつてゐる。

マシューズ論文は一九八九年、環境を地球規模の安全保障への脅威と指摘したトロント会議 (変化する地球大氣に関する国際会議「The Changing Atmosphere: Implications for Global Security」) と、それ以後強まった環境と安全保障の關係に對する認識が広がる中で出版された。彼女によれば、生態系が機能することが人間の生活にとつて必要だが、生態系の要素の多くは再生可能資源で構成されている。量の減少に伴い市場原理によつて価格が高騰し、やがて代替物が登場する再生不可能資源と違つて、再生可能資源は (いわば閾値効果によつて)、ある一線を越えればもうそれは「再生可能」の名前に似合わず、回復することはないと指摘した。

彼女は安全保障概念の明確な定義は行っていないが、「環境破壊↓経済の悪化↓政治的不安定」というブラウン的思考を維持しつつ、紛争には「宗教やエスニック紛争、政治的弾圧や他の諸方も機能している。だが、環境的な原因は不可欠な要素」だとして、もし資源と人口問題が解決されなければ、その結果であるところの経済の悪化が内戦すら引き起こすと主張した。

この三論文にみられるように、七〇年代おわりから八〇年代のおわりにかけて、学術界でも安全保障概念の拡大が主張されてきている。それは、ブラウンやマシューズのように新

たな脅威の出現を警告するものと、ウルマンのように、理論的な観点から「守られるべきは何か」を検討した結果、それに対する脅威が思いのほか多様なものであることを「発見」するものと分けられる。

もちろん、両者は無関係ではない。あえて順序立てをするならば、安全保障によつて守られるべき対象を限定し、それに対する脅威を先入観にとらわれずに検討した結果、経済や環境破壊、麻薬、疫病、飢饉、エネルギー不足など、多くの問題が安全保障上の脅威となる可能性が再発見された<sup>10</sup>とみるべきであろう。

### 三、非軍事的手段による安全保障と日本

このような国際政治学での安全保障概念の変容に平行して、日本においても、非軍事的安全保障概念の形成があった。だがそれはかなり早期、七〇年代前半、オイルショックを契機に始まった。当時の日本では石油は一次エネルギーの七七・四%<sup>11</sup>を占めており、その中東依存度も七七・二%と非常に高かった<sup>12</sup>。このときの経験から、日本の安全保障概念は、急速に非軍事的な脅威を認知し始めた。一九七七年一月、福田首相は施政方針演説において、「国民経済、国民生活から考えれば最も大事なことは、資源エネルギーの確保と科学技術の振

興の問題であります。これらの問題は、資源小国であるわが国にとつて、国の存立と発展にかかわるものであり、まさしく、安全保障的な重要性を持つものであります。」と演説している。だが日本政府が本格的に非軍事的脅威を安全保障概念に組み込んだのは大平内閣時代の「総合安全保障」政策であった。

一般的な総合安全保障とは、たとえば以下のように定義される。

国家が守るべき対象は領土、人民、財産の三者であるとしても、国家の安全保障を考える場合、目標として、たんに他国からの軍事的な侵略に備えることだけではなく、より広く、経済など他の分野の目標も安全保障との関連で高度に重要な国家目標として掲げ、さらに、それらの目標を達成するにあたって軍事的な要素を最小限に抑え、非軍事的な手段を最大限に活用するという政策（行動）原理を指すものである<sup>13</sup>。

このような安全保障概念が登場してきたのには、主に三つの理由があると考えられる。第一には、戦後日本が憲法第九条と米ソ超大国の存在のもとで、憲法によつて軍事力の保持と行使を制限されたことで、軍事的な安全保障を、ソ連や中

国という強大な潜在的敵国に対して自らの力だけで達成することが困難であったためである。第二に、その一方でベトナム戦争などに象徴されるように、軍事をはじめとする米国の様々な面での優位に揺らぎがみえ、米国への安全保障面での依存がそれまでに比べて難しくなり、いわゆる自助努力の必要性が高まってきたためである。そして第三に、当時の日本は、高度経済成長期を経て、経済的に豊かで安定した生活水準を国民の多くが享受しており、国家として最低限の要素である、領土、人民、主権さえ守られていればよいという安全保障の価値観をこえて、経済的豊かさ、国民の高い生活水準と、それらを支える資源の現在から将来にわたっての供給の安定へと拡大していったことがあった。

これらの理由によって、日本では軍事的な安全保障手段だけでは、広い意味での安全保障を達成するには全くの不足だった。日本は、非軍事的な安全保障達成手段を持つことの必要性に迫られていた。それを作り上げようとしたのが、この総合安全保障の概念形成の試みであった。

大平総理の政策研究会では、一九七九年一月以降、九つのグループが発足し、総合安全保障研究グループはそのうちのひとつで、同年四月に発足した。その報告書は、「安全保障問題は、われわれが関心を持つべき対象領域が多様であり、また、われわれがとり得る手段も多様である、という意味で

総合的である」と指摘している。同報告書の特徴は、軍事(日米関係、自衛力の強化、対中・対ソ関係)、石油(エネルギー)、食料、天災という幅広い脅威を日本の安全保障への脅威として扱ったことである。

だがこの総合安全保障政策は、大平総理が翌八〇年六月に急死したことに伴い、後の政権において政策として具体化されることはあまりなかった。しかし、天災である大規模地震を国家の安全保障への脅威としてとらえたことは、そのままでは評価できないが、後の環境安全保障への考え方の基礎を築いたという一点では、評価できる。

というのも、同報告書が、地震そのものだけではなく、「被災による生産力の低下、物資供給難、物価上昇、信用不安等は、全国に波及し、ひいては、日本の国際競争力を弱め、国際社会における日本の存立基盤に打撃を与えることにさえないかでない」という観点に立っていたためである。これは、<sup>17</sup> 時期的には後になるが、先述のウルマンの論文で展開された論に類似している。すなわち、守るべき対象から安全保障上の脅威か否かを判断するというものである。大規模地震による被災を安全保障上の問題としてとらえ、それらの発生・拡大を防ぐために、地震予知と政策における防災的観点の導入、<sup>18</sup> 国や地方自治体の対処能力、家庭、企業、学校等の自主的努力を求めていることは、環境問題を脅威としてとらえるため

の、いわば概念的な下地作りとなった。

というのは環境問題も、大規模地震と類似の影響を及ぼす傾向があるためである。たとえば、途上国地域で環境問題が起こった場合、それは日本などの先進諸国で発生した場合に比べて、より容易に生産性低下、諸制度の弱体化を引き起こす。それだけでもこの総合安全保障の考え方においては脅威として扱われるに十分であるが、途上国ではそれが、伝統的な安全保障で脅威として扱われてきた暴力紛争にまで発展する可能性がある<sup>19</sup>。現在の日本では問題が暴力紛争までエスカレートするケースは考えにくい。それでも、この大規模地震の脅威と比較するならば、環境問題は、総合安全保障上の問題として扱われるための属性を、すべて備えていると考えられる。

このような脅威を設定したことは、八〇年代の新冷戦下、戦略研究などを通じて再び軍事偏重へと向かい始めていた欧米の安全保障観と比べ、先進的だったとみることができるとする。それが、今日、日本政治において、人間の安全保障をはじめとする、非軍事的安全保障概念の形成と推進に寄与していると考えられる。

非軍事的安全保障については、ほかにも、経済力を用いて、周辺国や世界全体、とくに途上国地域の発展を促し、それによって、良好な国際環境を醸成するようなものも、その範疇

環境の視角からみた日本の非軍事的安全保障（蓮井）

に含まれる。そのような安全保障は経済安全保障とよばれる。日本でも、七〇年代後期より、総合安全保障政策のなかで、経済安全保障が議論されたという経緯がある。それは、「我が国の経済を国際的要因に起因する重大な脅威から、主として経済的手段を活用することにより、守る」と定義された。ここでいうところの「経済的手段」とは、世界システムの機能の維持・強化、重要物資の安定供給の確保、国際貢献を重視した技術立国への道などである<sup>20</sup>。

ただこの概念も、親概念である総合安全保障とともに、かけ声だけに終わり、新冷戦のなかではあまり議論されず、政策にも明示的に反映されることはなかった。それでも非軍事的な安全保障の考え方は、日本政治や学界の中で、途切れることはなかった。それはやがて環境問題と安全保障へとつながっていくのである。

#### 四、日本政治における環境安全保障

日本の政府レベルで最初に環境安全保障が検討されたのは、この概念の歴史からいえば、比較的初期にあたる。すなわち、一九八九年八月に設置された参議院外交・総合安全保障に関する調査会が、「九〇年代の日本の役割―環境と安全保障のあり方―」についての調査を始めたのがそのはじまりである。

だがこの時期、世界の研究者達の間でも、環境安全保障(Environmental Security)への認識は高まり始めたばかりであり、理論化もまだほとんどなされていなかった。そのために、調査会の報告書の内容も、環境安全保障を「人々の脳裏に定着しつつある」言葉<sup>21</sup>としながらも、単に環境保護、または環境の安全保障(security of environment)のようにしか考えられなかった。

同報告書は「外交・総合安全保障とは、外部からの軍事的脅威だけでなく、広く非軍事的な脅威に対しても、国家、国民さらには広く人類の安全保障を確保することを含めるものである」として、安全保障の脅威概念を広くとらえようとしている。同報告書は脅威としての環境問題のとらえ方を、「こうした脅威は、自然と人間の間、さらに人間相互の間に保たれねばならない『共生』の無視と、『循環』の阻害に根本的原因がある」として、これまでの文明のあり方や価値を疑問視し、「人間と自然の新たな関係を構築する新しい文明を模索することが求められているのではないか」と問いを投げかけている。そして、表一のように、多くの課題をとりあげて、それに対する提言の中に、環境と人間の「共生と循環」を基調にした提言を盛り込んでいる。

このような早い時期に、日本の政治が環境安全保障をとりあげ、議論したこと自体は評価に値する。しかしながら、そ

表一 参院外交委員会報告書における課題と提言

課 題	提 言
1：新しい環境保全型文明	1：共生と循環の環境保全型文明の提唱 2：環境に留意した国民経済計算方式の開発
2：国際貢献の体制整備	1：地球環境行政の強化・拡充と体制の見直し 2：地球環境NGOの活性化と環境教育の推進
3：森林の再生	1：地球的規模の大造林計画の実施 2：熱帯材の秩序ある輸入、針葉樹への原料転換
4：食の安全確保	1：穀物生産見通しの調査・研究と飢餓対策 2：食の安全基準の策定
5：環境ODA・技術移転	1：適正技術に配慮した内発性重視の環境ODA 2：海外企業活動における環境配慮
6：科学研究・技術開発	1：総合的な地球環境研究体制の整備 2：リサイクル可能な適正技術の開発
7：積極的平和の秩序づくり	1：相互依存の促進と国際社会の緊密化・組織化 2：国際社会のネットワーク化と文化交流の活発化
8：アジア・太平洋の平和・軍縮	1：信頼醸成の構築とアジア・太平洋平和会議の設立 2：アジア・太平洋議員フォーラムの開催 3：経済・技術協力と我が国の市場開放
9：国連の強化	1：国連機構の見直しと整理・統合 2：紛争の未然防止・軍事活動モニター制度の創設 3：軍縮財源等による平和保障基金の創設



の内容は、多様な参考人の意見をまとめ切れておらず、前述の文明論にもみられるとおり、やや総花的であった。また、環境安全保障とは何か、またその概念・考え方が、政策としてどのような特色や利点があるのかという、政策論についての具体性に欠けるといわざるを得ない。

第一に、環境安全保障への脅威とは何か、についての検討が浅薄である。地球環境問題を環境安全保障への脅威とすること自体は間違っていないが、それだけでは決定的に不足している。そこには、環境破壊が伝統的な安全保障に対して脅威を与えるという点が抜け落ちていっているからである。

第二に、したがって同報告書でいうところの「環境安全保障」とは、すなわち環境の安全保障 (security of environment) であり、いい換えれば環境保護にすぎない。それが日本政治において環境問題が紛争を引き起こすところまで深められるのは、そこから十余年の歳月が必要だったのである。だが、この報告書から、調査全体へと視点を広げれば、この調査に関連して日本国際問題研究協会が請けた参議院委託調査をもとにして出版された、「地球環境と安全保障」という本がむしろ重要である。同書は、執筆者の何人かが参考人として調査会で発言しており、出版から一〇年が経とうとしている現在も、当時の国内ではほぼ唯一、環境問題と安全保障について正面から幅広く取りあげた学術研究の成果として、

その価値を失っていない。

だがこの研究によって提示され、精緻化されようとした「環境安全保障」の概念は、今日に至るも、諸政策に活かされているとは必ずしもいえないのが現状である。そこには、概念が適切に理論化されなかったという面もあるが、日本のタテ割り行政の弊害、すなわち、このような領域横断的な問題には、複数の担当官庁が存在するために、議論や対処が非常に困難だという事実がある。それは、以下にみるように、外務省と環境省（庁）が環境と安全保障をどのように関連させてきたのかという短い歴史を振り返るとみえてくる。

## 五、日本外交と地球環境問題

政治レベルで環境安全保障の議論がなされていた頃、外交青書に、「地球規模の環境問題」が独立の項目として登場したのは、平成元年版（一九八九年）である。それまでは日米間の環境問題に関する問題と、OECDでの動向を伝えるのみであった。この時期はトロント会議の翌年でもあり、先進国間における外交上での問題意識の高まりを受けて、外務省はようやく地球環境問題に言及し始めたと考えられる。

同青書ではその特徴を、「(イ)汚染物質等の発生源と被害を受ける国が必ずしも同一ではなく、汚染物質が国境を越えて

被害を及ぼし、かつその被害が広く拡散すること。(ロ)その被害は、長時間をかけて徐々に進行する複雑なプロセスを経て発生し、科学的な因果関係を立証することは困難なこともあるが、被害が生じてから対策をとったのでは手遅れになる可能性があることから、検討の対象には未然の予防措置を含める必要があること。(ハ)問題の解決にあたっては、世界が一致協力して対処することが必要であり、国際協力の枠組みをつくることが不可欠であること」とまとめている。ただこの時点での環境問題に対する外務省の扱いは、日本の外交政策ではなく、国際政治の動向についての解説であった。さらに、安全保障の一般的な観点からは、「将来の世代の生存に影響を及ぼす」問題としての認識であり、「脅威」という表現も用いていない。同青書で扱う安全保障の概念に環境という要素は全く含まれておらず、個別の問題のひとつとして扱われている。

この独立した項目としての地球環境問題が、安全保障という概念と(間接的であっても)関連づけられたのは、それが人類の生存に対する脅威とされた二〇〇〇年度の青書からであった。二〇〇一年度版の同青書は、「近年、地球温暖化、オゾン層破壊等の地球環境問題が顕在化しているが、これらは人類の生存に対する脅威になり得る問題であり、一国のみでは対応が困難で、本質的に国際社会が共同で解決に向け取

り組むべき課題である。(中略)他方、こうした地球環境外交を進めていくに当たっては、長期的な地球全体の環境という視点も考慮することや、人間の安全保障の観点から一人ひとりの生存や健康を重視することも求められる」と主張している。その背景には、一九九八年の小渕政権以来、日本外交における国際協調のキーコンセプトのひとつとして、人間の安全保障が掲げられたことがあった。

## 六、日本外交と人間の安全保障

一九九四年に国連開発計画は、人間開発報告書で「人間の安全保障 (Human Security)」概念を提唱し、それを構成するコンポーネントとして環境安全保障を設定した。日本政府はこの後、人間の安全保障を前面に押し出した政策展開を行いはじめた。翌九五年の国連五〇周年記念総会特別会合において、村山首相は「『人間の安全保障』というこの考え方は、(中略)私自身の政治指針にも合致するものであります」と演説している。また一九九七年六月の国連環境開発特別総会においては、当時の橋本首相が「二一世紀に向けた環境開発支援構想 (ISD構想)」を表明した。この日本政府の環境協力に関する基本理念のひとつは、人類の安全保障 (Global Human Security) に関するもので、環境問題は人類生存の脅

表二 外交青書における人間の安全保障に関わる諸問題の記述変化

年度	人間の安全保障に関わる諸問題の記述	頁または項目
1999	環境破壊、人権侵害、国際組織犯罪、薬物、難民、貧困、対地雷、エイズ感染症	99
2000	貧困、環境破壊、薬物、国際組織犯罪、エイズ等感染症、難民流出、対地雷等	102
2001	貧困、紛争、難民問題、人権侵害、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）・エイズ等感染症、犯罪、テロ、環境破壊など	61
2002	テロ、貧困、環境破壊、紛争、地雷、難民問題、麻薬、エイズ等の感染症など	第1章6(6)

威であり、広い意味での安全保障の問題であると考えたことを表明したものであった。

だが、人間の安全保障が本格的に日本外交の理念のひとつとなり始めるのは、小淵内閣になってからである。それは九八年に小淵首相が「アジアの明日を創る知的対話」という会議において、「人間の安全保障」とは、比較的新しい言葉ですが、私はこれを、人間の生存、生活、尊厳を脅かすあらゆる種類の脅威を包括的に捉え、これらに対する取り組みを強化するという考え方であると理解しております<sup>30</sup>と演説して以来のことである。

外務省は人間の安全保障

環境の視角からみた日本の非軍事的安全保障（蓮井）

を、国際的または地球規模の諸問題への「取り組みを強化す<sup>31</sup>」ための「二十一世紀の国際協調の理念<sup>32</sup>」として掲げている。この「諸問題」は、年によって内容や優先順位が少しずつ変化してきている。表二はそれを外交青書から取り出したものである。国際的な舞台でも環境問題を担当する環境省（九九年当時は環境庁）との兼ね合いがあるにもかかわらず、環境は、難民、貧困、エイズとともに一貫して指摘がある<sup>33</sup>。これは、環境問題が常に人間の安全にとって重大な脅威を与え続けてきたことの証でもある。

だが、それはなぜ安全保障でなければならないのか<sup>34</sup>。人間の安全保障に対するこの問題についての答えは外交青書からはみえてこない。確かに、人間の安全保障の考え方は、国際協力を進める上で有用であることは事実であろう<sup>35</sup>。だが、それだけでは「安全保障」でなければならない理由が薄い。安全保障であるためには、そこに少なくとも守るべき安全とは誰の何であるのか、脅威にはどのようなものがあり、それらからどのような手段で安全を守ろうとしているのかについての指摘がなければならぬ。それなしには、従来の問題により積極的に取り組むための概念であって、問題を分析し、そこから新たな戦略や、国際協力をを行う上での「援助の構造」の見直しを生むための安全保障論にはならない。むしろ伝統的安全保障観の弁護者たちからは、概念の混乱を招くという

批判を浴びる材料となる。

これは日本政治に限ったことではないが、とくにこの人間の安全保障の失敗は、それが理論的な検討もなく、広く了解される定義なしに、意味内容も曖昧なまま、国内・国際政治で多用されたことによる、概念の混乱と、それにともなう武力介入の契機の拡大である。これと同様に環境安全保障も、言葉の乱用によって、いふなれば環境的介入を拡大させる口実となる可能性がある(後述)。

このように、これまでの外交青書における記述をみる限り、人間の安全保障が登場したのは、日本の非軍事的手段による安全保障の追求、という考え方を直に反映したものでなかったし、今もない。日本政府のこれまでの安全保障概念と人間の安全保障概念は、やはり別個の問題として認識されているとみるべきであろう。広く外交全体でみれば確かにわずかながら関連性が認められるが、両者の概念上の位置関係や優先順位が、安全保障政策全体の中ではつきりしているわけではないからである。

環境問題は、人間の安全保障だけではなく、伝統的な安全保障上の脅威またはその源泉となりうるという、環境安全保障の視点が青書の中では欠落している。そのために、日本一国の平和を守ることは、あくまでも伝統的・軍事的安全保障の枠組みでとらえられており、国際協調の手段としての環境

問題が、人間の安全保障という政治的なアドバルーンにつり上げられているにすぎない。これは、環境にただ「安全保障」というラベルを貼り付けて人的物的資源の獲得をはかろうとする戦術に過ぎないのではないかという批判をよぶ根拠ともなる。さらに、土佐が指摘するように、国家による人間の安全保障の実現、という命題は、人間の安全保障の概念からするならば、本質的に矛盾をとまなう。

日本外交における人間の安全保障は、少なくとも外交青書に記述する価値があると判断された公的な政策をみる限り、このような批判や矛盾の指摘に耐えうるような緻密な理論を背景にした政策ではない。

## 七、環境省と環境安全保障

環境安全保障の概念理解が進んでいない日本の官公庁の中では、環境省が彼らのいう「環境安全保障」という表現を頻繁に用いており、それをみるかぎりでは、環境省の理解は、それをほとんど理解できていない他省庁に比べて、より進んでいるといえる。

環境白書において環境と安全保障の関連が初めて指摘されているのは、平成五年版である。とくに途上国の環境問題の解決には、先進諸国の援助が必要で、「こうした援助は、(中

略) いわば地球全体の安全保障という側面」があることを、前年の地球サミットでの議論を引きながら指摘している。すなわち、環境問題は、地球全体の安全保障にたいする脅威であるという認識である。環境と安全保障を結びつけた議論としては、外務省のそれに比べても、こちらの方が数年早い。

だがそれは、当時の国際社会での議論を国内に紹介したものにすぎない。この表現には、「安全保障はあくまで外交上の問題であって、環境問題は国際問題ではあるけれども、それは日本ではなく、地球全体の安全保障という側面を、問題の数多い側面のひとつとして持つにすぎない。そのような脅威には先進国による援助によって対抗すべきだから、もっと開発援助を増やすべきだ。」という古典的な安全保障観に影響された環境省の立場や考え方が垣間みえる。見方を変えれば、むしろこの一文は、国際社会での議論と、日本国内の官僚の認識のギャップを明らかにしているともいえるかもしれない。

だが環境省は、政策として環境安全保障を推進しようとしてきた国内唯一の省庁である。「環境安全保障」という表現は、平成一三年度版の白書にみられる。ここでは、アジア太平洋地域における様々な環境問題は、環境を共有する地域内各国にとっても、国家の存立に直接の影響を与える問題として、極めて重要な課題となりつつあるが、幅広い社会・経済

政策と、環境政策を統合する試みは立ち遅れている。したがって、持続可能な開発のあり方を明らかにしつつ、地域全体の環境保全施策を、アジア太平洋地域の各国家が存続・発展するための「環境安全保障」のための地域戦略として位置付けなおし、地域全体で取り組むことが重要だ、<sup>42</sup>ということが主張されている。ここでは、国家の存立に環境問題が直接影響しているという、環境安全保障の基本的な認識が存在している。この観点は、外交青書にはないものである。もちろん、そこであるところの「環境安全保障」は、多分にスローガンとしての要素を含んでおり、新たな政策概念を提示できたわけではない。

だが平成一四年度版の白書になり、この出来事には重要な発展があった。同白書は環境問題を紛争原因として、また安全保障上の脅威としてとらえ、それを公式見解とした。この点で、同白書はこれまでにない画期的なものとなった。

安全保障には、他国の軍事的な脅威に対し国家の安全を確保するという概念に加え、経済の安定、エネルギーや食料の供給の確保を図るための経済的な安全保障といった概念があります。また、平成一〇年に、わが国は、「二十一世紀を人間中心の世紀とすべし」との理念の下、人間個々人に注目し、国家の安全と繁栄を確保しながら

人間個人の本来の可能性を実現することを目標とするため、「人間の安全保障」の概念を提起しました。環境と安全保障という概念も、こうした安全保障の考え方の拡大と同じ考え方に基づき、環境の保全が社会経済システム<sup>43</sup>の安定のみならず国際社会の政治的安定にも寄与することを示すものであるということができます。

このほかにも、環境省は、「環境安全保障」を国際的な学会などで議論している。たとえば一九九九年のG8環境大臣会合の共同コミュニケにおいては、環境と安全保障という項目が設けられ、「環境破壊、資源の欠乏及びその結果生ずる社会—政治的影響は、それらが内戦又は国家間の紛争を惹起し、又は悪化させるおそれがあるという点で、安全保障に対する潜在的脅威である。従つて、我々は、国際的議論において環境への負荷と安全保障の間の関係に益々重要性が付与されつつあるということを歓迎する。我々は、環境に由来する紛争の回避及び減少に関する課題をどのように進めるか検討する<sup>44</sup>」ということが指摘されている。このコミュニケにおける環境安全保障概念の理解は正しいのだが、それが日本の環境または外交政策には、これまで反映されてこなかった。先に引用した二〇〇二年版の白書に至つてようやく、安全保障概念が伝統的な軍事的安全保障から経済的な安全保障、人間

の安全保障へと拡大してきたことが認識され、それに環境と安全保障の関連を付け加えたのだ、と考えられる。これは総合安全保障政策の策定時期から考えると、あまりに多くの時間がかかったといわざるをえない。

それでも旧環境庁は、その請負業務として、きわめて重要な委託研究を行っている。それが、一九九九年三月の「平成一〇年度 地球環境安全保障に関する基礎調査報告書<sup>45</sup>」である。野村総合研究所が行つたこの調査は、それまでの研究の整理、専門家による検討会、海外での取り組みの調査、概念と目的の整理、我が国における研究と政策立案に向けた取り組み方の提案からなる。(表三を参照)

また環境省は、「環境安全保障」を環境省の重点施策のひとつにおいている。だが、それはあまり真剣な取り組みとはいえない。平成一三年度の重点施策において、「地球とアジア太平洋地域の環境安全保障に道を拓く」として、①温室効果ガス削減のための国内担保システム等地球環境対策の強化、②「リオ＋一〇」に向けたアジア太平洋地域における取組の強化をうたい、一〇八億円を計上していたにとどまる。平成一四ならびに一五年度の重点施策に環境安全保障の言葉は消えている。<sup>46</sup>

基本的に、環境省の環境安全保障に対する理解は、G8環境大臣会合などを除き、国内的には環境の安全保障 (security)

表三 野村総研の調査報告における研究調査と政策立案への提案

調査研究 テーマ	①アジアにおける「環境と安全保障」への取り組み調査
	②具体的事例を想定した「環境と安全保障」への取り組み方策の検討
	③環境を軸とした新たな国際協力の成功事例調査
	④環境問題と他の経済・社会問題との因果関係の抽出調査
	⑤安全保障における政策決定手法の環境分野の国際交渉への活用のための研究
政策立案・ 実施テーマ	①対外協力のための国内での省庁間協力の体制整備
	②アジア地域における環境協力を通じた安定・平和の醸成への活用
	③アジア地域における環境を軸とした戦略的外交への活用
	④アジア各国における環境問題の政策プライオリティの向上への活用
	⑤地球規模での国際環境協力の枠組み作りへの貢献

of environment) である。これは、環境問題を原因としても、紛争が起こってしまえばそれは環境省の管轄ではなく、外務省の管轄になるためと思われる。皮肉なことであるが、環境省が「環境安全保障」という言葉を使う動機は、いわば予算獲得のための「安全保障ラベル」になってしまっている。

野村総研の研究報告が指摘したことも類似するが、もつと環境問題が引き起こす紛争や安全保障への脅威を多角的にとらえ、それに対処する領域横断的な政策が求められている。そうでなければ脅威の源泉である環境問題そのものの解決もおぼつかないばかりか、そ

れを原因とした紛争の解決などは、問題が複合しており、ますます解決が困難となるのは明らかである。

### 八、環境安全保障の功罪

これまでみてきたように、日本政治においても、環境問題を安全保障政策へ組み込んでいこうとする動きが始まっている。それは安全保障を非軍事化する可能性の一方で、むしろ更なる軍事化、すなわち環境問題の軍事化とでもいべき可能性をも秘めている。それが他国の環境問題に、武力を用いても介入する危険性である。「人間の安全保障」も、「軍備<sup>47)</sup>による安全保障から「持続可能な人間開発」による安全保障へ」と、安全保障の非軍事化を求めているにもかかわらず、武力介入の口実として用いられている。環境安全保障の概念を悪用すれば、そういうこともまた可能となるかもしれないのである。

環境安全保障概念の重要な基礎のひとつは、環境問題が、暴力紛争にまで発展する可能性があるということである。また、これまでの国際政治学では、内戦が外戦化するという問題も扱ってきた。これらの命題を考え合わせれば、他国を源泉とする環境破壊は、その国内での暴力紛争を引き起こし、それが別の国に飛び火する可能性を認めることとなる。この

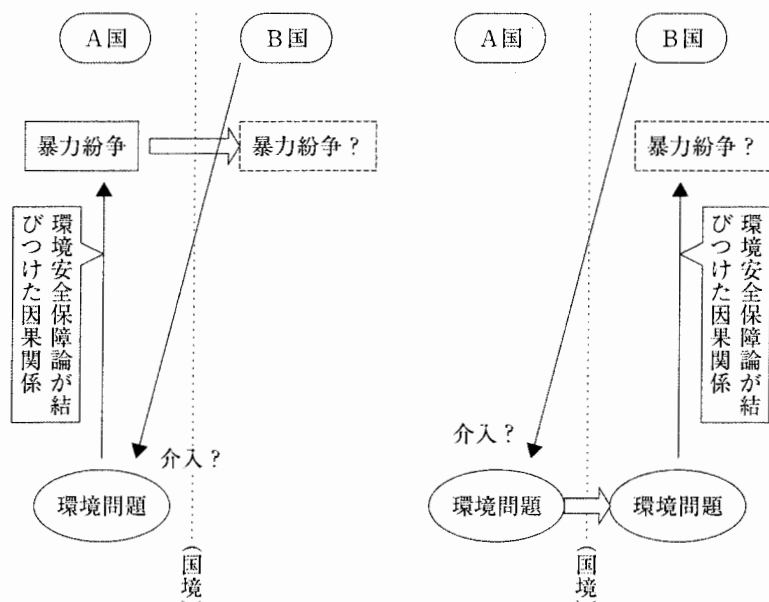
場合、飛び火する前に、他国の住民の「人間の安全保障」のためと称して、他国の環境問題への人道的介入が正当化される可能性がある。また、紛争予防の観点からも、紛争を封じ込めるための介入が正当化されうる。(図一左)

それだけではなく、環境の相互依存的性質により、他国の環境問題が、自国内での環境問題を引き起こす可能性は高い。他国の環境問題により引き起こされた自国内の環境問題は、環境安全保障の理論からすれば、自国内で暴力化する可能性がある以上、他国の環境問題を、国家安全保障の観点から、武力介入しても解決又は防止するという、いわば環境的介入とでもいふべき危険なロジックが、現実の政治では成り立ちうる。(図一右)

また、自国の環境を直に安全保障政策の対象とするならば、それに対する汚染や破壊は、まさに自国の安全保障への脅威となる。死活的な環境の保護が脅かされる場合、それを守るために「必要なあらゆる手段」のひとつとして武力が選択される可能性は、皆無とはいえない切れないのである。

実際にナイル川流域では、エジプト、スーダンが灌漑農業を大規模に進めた結果、流域の各国は深刻な水不足やその可能性に直面している。もともと国内にも反政府運動を抱える国々であり、水不足による農業への打撃は、不安定要素を抱える社会を一気に混乱させる可能性をはらんでいる。このた

図一 環境的介入のふたつの類型





め、水量配分の交渉では各国とも妥協が難しくなっており、平和的な解決に対しては疑問も投げかけられている。もしエジプトの軍事介入があるとすれば、上流のダムに対する空爆などが行われる可能性もある。

だが、環境の回復や保護に軍事力を用いるとすれば、軍隊がこれまで、戦時平時を問わず環境を破壊してきたという事実からするならば、大きな矛盾となる。にもかかわらず、「環境問題はやがて暴力紛争につながる」という命題によって、環境を考慮の対象とし、また守ろうとする新しい安全保障への可能性が開ける一方で、安全保障のさらなる軍事化への可能性も同時に開いてしまうのである。

環境問題は、たやすく国境を越える。その意味で、他国の環境安全保障上の問題は、自国の環境安全保障上の問題となりうる。だからこそ環境問題の解決には協力が必要だともいえるのだ。その協力は、政府間の場合もあるが、同じ環境的境界の中に住む住民の間で行われることも考えられる。そしてそのときに行われる協力は、環境安全保障の観点からするならば、いわば安全保障会議なのである。ここに、住民が自らの安全保障を必ずしも自分たちのためにはならない政府から取り戻す可能性が開けるのである。そして、日本政府が他国に対して行う環境問題への援助もまた、場合によっては、安全保障に大きな貢献をすることができるのである。

## 九、おわりに

安全保障を環境問題を通じて非軍事化するためには、環境問題が、伝統的な意味も含む広い意味での安全保障上の脅威であるという認識に基づいた政策立案が必要となる。その認識の前提として、軍事的脅威の源泉は環境などの非軍事的要因にあるとしたうえで、さらにそれらの要因を排除または解決する非軍事的安全保障が、非軍事的手段によってのみ達成されうるということを証明しなければならない。この証明作業は困難であり、他の機会に譲らねばならないが、日本政治においても、環境白書にもあるとおり、この方向での認識が広がりつつあることには希望が持てる。また、外交白書においても、紛争予防が重要な外交の観点として指摘されており、紛争の原因となる環境問題へのさらなる対応が期待できる。だが、やはり安全保障の非軍事化に向けたハードルはいくつも存在している。たとえば、さまざまなところで指摘される、タテ割り行政の問題である。環境安全保障の問題は、環境を担当する環境省、安全保障を担当する外務省にまたがる領域横断的な問題である。地球温暖化問題に関して行われた京都會議にみられるように、両省の協力関係は徐々に進展してはいるが、問題が安全保障という、きわめて特権的な問題になれば、省益も絡み、その協力関係がどこまで進展するの

かは疑わしい。

可能性があるとすれば、政府主導で安全保障関係閣僚会議に環境大臣を含め、そこで環境問題を安全保障にかかわる問題として討議しなければならぬ<sup>(5)</sup>。そして問題の進展や悪化に沿って対応する省庁を切り替えていくという取り組みである。これは以前の総合安全保障戦略にみられるような、軍事と非軍事の使いまわしという「総合的」な観点からではない。環境問題が重視される中、環境省が発足し、政治における環境という要素が着々とその地位を上げつつある今、環境を安全保障政策に組み込むことが、日本の新たな安全保障への道筋となるのではないだろうか。

（本論文は、水戸孝道他編『日本政治と平和主義』、二〇〇三年刊行予定に掲載予定の「環境安全保障 ―日本の役割―」を大幅に加筆・修正したものである。）

注

(1) たとえば、一九七三年四月一七日の第六回 ASEAN閣僚会議プレス・ステートメント（外交青書一七号、五九四―五九六頁）は、「閣僚は、域内の安全保障に関連して、『安全保障』はそのもつとも広範な意味において、すなわち、域内における政治的、経済的安定、真の平和及び社会的平穩の確立という意味において解釈される

べきである」としている。

(2) Lester Brown, "Redefining Security," *Worldwatch Paper No.14*, Worldwatch Institute, Washington, D.C., 1977, pp.37-41.

(3) Richard H. Ullman, "Redefining Security," *International Security*, 8 (Summer 1983), 129. 脅威認識のバランスについては、ほぼ同じ主張をブラウンも行っている。Brown, *op. cit.*, p.39.

(4) 医学的な用語であるが、ある基準をこえると、影響が現れてくること。環境汚染を例に取れば、地域の自然浄化能力をこえるまでは表面上問題は起こらない。だが、浄化能力の限界をこえた途端に、環境汚染は浄化能力そのものを破壊しながら進むため、その影響は急激に拡大する。汚染が表面化し始めた時点よりもさらに汚染度を下げなければ、破壊されて低下した浄化能力では浄化できないため、その修復には非常に労力とコスト、そして時間がかかる。

(5) このことは、先のブラウン論文でも指摘されている。Brown, *op. cit.*, p.38.

(6) Ullman, *op. cit.*, p.133. ただし、この定義自体は「引用や使用から見て、それ（＝この定義）は安全保障研究のコミュニティにおいて、認知されてきたわけではない」とする意見もある。Marc A. Levy, "Is the Environment a National Security Issue?," *International Security*, 20:2 (1995), p.40.

(7) この会議においては、温暖化とオゾン層の破壊などが問題とされた。それらは「国際安保にとって主要な脅威の一つになりつつあり、すでに地球上のいくつかの地域で被害を及ぼしている」（会議の総括文書より）として明確に環境と安全保障を関連づけている。この一九八八年は、国連総会でも旧ソ連のシユワルナゼ外相、ゴルバチヨ

フ書記長らによる重要な演説があり、大きな転換点と考えられている。詳しくは、たとえば米本昌平「地球環境問題とは何か」岩波新書、一九九四年、四八―六〇頁参照。

(10) Jessica Mathews, "Redefining Security," *Foreign Affairs*, 68 (Spring 1989), p.164.

(11) *Ibid.*, p.168.

(12) "security"の本来の意味内容からするならば、それへの脅威を軍事だけに限定する方がむしろ特異なのであり、安全保障の再定義は、ある意味で本来の意味への立ち返りであるといえる。また、環境問題が安全保障に組み込まれた背景としては、冷戦期の第三次世界大戦や核戦争などの軍事的脅威も地球環境問題も、人類全体の生存を脅かすものであるという共通点があったのではないだろうか。

(13) 「総合エネルギー統計(平成一二年版)」

(14) 「石油資料月報」より。詳しくは、たとえば電気事業連合会ホームページ、「原子力発電の基礎知識」([http://www.fepc-atomic.jp/basic\\_study/energy/energy\\_03.html](http://www.fepc-atomic.jp/basic_study/energy/energy_03.html))参照。

(15) 原油の中東依存度は、現在の八七・一%(二〇〇〇年度)ほど高くない。だが、原油の一次エネルギーに対する供給構成比は、一九七三年の七七・四%から、二〇〇〇年度の五二%資源エネルギー庁ホームページ(<http://www.enecho.meti.go.jp/energy/japan/japan02.htm>)へと低下している。このため、石油危機当時のエネルギー供給全体への脅威は五九・八%で、現在の四五・三%よりも大きい。よって、エネルギー供給全体に対する脅威としては、石油ショックの頃の方が、現在よりも大きかったと考えられる。

環境の視角からみた日本の非軍事的安全保障(蓮井)

(16) 簡藤藩吉、山本吉直「総合安保と未来の選択」、講談社、一九九一年、六七頁。

(17) 総合安全保障研究グループ「総合安全保障戦略―大平総理の政策研究会報告書五―」、大蔵省印刷局、一九八〇年、二五頁。

(18) 二)では人間のコントロールがほとんど効かない、人間社会に危害を及ぼす自然現象を指す。その発生に社会的な原因のない自然現象ともいえる。ほかにも、隕石や小惑星の衝突、台風、津波、竜巻などがある。

(19) 総合安全保障研究グループ、同報告書、七九頁。

(20) 総合安全保障研究グループ、同報告書、七九―八三頁。

(21) これを研究、理論化したのがホーム・メイソン・ディクソンである。Thomas Homer-Dixon, *Environment, Scarcity and Violence*, Princeton, NJ: Princeton University Press, 1999, p.134. の図を参照。

(22) 落合浩太郎「経済安全保障―ゼロサム・ゲーム思考の限界と弊害」赤根谷達雄・落合浩太郎編著『新しい安全保障論』の視座「世紀書房、二〇〇一年、一八四頁。通産省産業構造審議会編『経済安全保障の確立を目指して』通産産業調査会、一九八二年。また、経済安全保障はほかの意味でも用いられることがある。たとえば戦後の米国は、その軍事力を強化するために先端技術の兵器への応用を重視した。このことから、それらの技術を外国に依存したり、競争に敗れることは、米国兵器が質的に劣る結果となり、それが米国の軍事的安全保障を達成する力を弱めることになる。したがって先端技術の優位を維持することが安全保障を達成する上で重要であり、それを経済安全保障と呼んだ。このことについては、村山裕三「アメリカの経済安全保障戦略―軍事偏重からの転換と日米摩擦―」P

- HP研究所、一九九六年、三五〇三六頁、同六六〇七〇頁。
- (21) 参議院外交・総合安全保障に関する調査会報告書「九〇年代日本の役割―環境と安全保障のあり方―」、一頁。この調査会の経緯については、櫻川明巧『地球環境問題をめぐる国会の対応』臼井久和・綿貫礼子編『地球環境と安全保障』有信堂、一九九三年、七九〇九頁に詳しい。
- (22) 参議院外交・総合安全保障に関する調査会、前掲報告書、一頁。
- (23) 参議院外交・総合安全保障に関する調査会、前掲報告書、三頁。
- (24) 参議院外交・総合安全保障に関する調査会、前掲報告書、四頁。
- (25) 外交青書平成元年版、四四頁。
- (26) 外交青書平成元年版、四三頁。
- (27) 九〇年代半ば以降は、脅威という言葉が用いられている。たとえば九六年度の青書には「地球環境の破壊は、現時点で目には見えない場合でも、数十年後、百年後に現実の脅威となる性質を有しており、(以下略)」という表現がある。ただしそれは同青書の中で「安全保障概念に関係するものではなく、より一般的な意味での脅威である」と考えられる。
- (28) 外交青書平成二三年版、一一九頁。
- (29) 国連五〇周年記念総会特別会合における村山富市内閣総理大臣演説、一九九五年一〇月二三日、ニューヨーク。
- (30) 外務省ホームページ ([http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/10/pos\\_1202.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/10/pos_1202.html)) 参照。
- (31) 外交青書平成二一年版、九九頁、二〇〇二年版、六一頁。
- (32) 外交青書平成二三年版、六一頁、二〇〇二年版、第一章六(六) 人間の安全保障の項を参照。
- (33) いわゆる米国同時多発テロの後は、テロが最優先にきている。このことから、この一文の文言の並び順には、一定の優先度が付与されているものと考えられる。
- (34) いわゆる新しい安全保障に対しても同様の疑問は常に呈されている。たとえば、栗栖薫子「人間の安全保障―主権国家システムの変容とガバナンス」赤根谷・落合、前掲書、一一七―一一八頁。同一四三頁。また、赤根谷達雄「新しい安全保障の総体的分析」、赤根谷・落合、前掲書、六八―七一頁。
- (35) だがここでは、たとえば、多谷千香子「ODAと人間の安全保障―開発と環境―」有斐閣、二〇〇〇年、四頁を参照。また、批判的な立場からの見解については、重光哲明「南の市民社会による保健医療活動―人間の安全保障概念を考え直す―」勝保誠編著『NIRAチャレンジブックス：グローバル化と人間の安全保障』行動する市民社会、日本経済評論社、二〇〇一年、二六〇―二六五頁。より皮肉な見方をすれば、そもそも、人間の安全保障の概念自体が、破綻した途上国政府の国境を越えて、外部の先進国が厄介者となった難民の流出を防ぐことを目的にして介入したための概念であるという見方も成り立つ。
- (36) 多谷、前掲書、七―八頁。
- (37) 二〇〇一年、緒方貞子(元国連難民高等弁務官)とアマルティア・セン(一九九八年ノーベル経済学賞、ケンブリッジ大学トリニティカレッジ学長)を共同議長とする人間の安全保障委員会(Commission on Human Security)が日本の肝いりで結成された。その目的は、「人間の安全保障とその重要性に関する一般の人々の理解を深め、関与と支持を強化すること、二、人間の安全保障の概念を各国の政策

の立案と実施のために実際的に役立つ手段にまで発展させること、  
三、人間の安全保障に対する広範かつ重大な脅威に対処するため、  
具体的な行動計画を提示すること」となされている。やや皮肉な見方  
をすれば、これらが目標となるといふことは、これらは達成されて  
いないということでもある。

(38) これについては、最上敏樹「人道的介入」岩波新書、二〇〇一年  
を参照。

(39) これについては、拙稿「環境安全保障」『人間の安全保障』の  
再検討に向けて、日本平和学会『平和研究』第二七号、七五―  
七六頁。

(40) このような批判については、たとえば、Geoffrey D. Dabelko and  
David D. Dabelko, "Environmental Security: Issues of Conflict and Re-  
definition," *Environmental Change and Security Project Report*, Issue 1  
(Spring, 1995), p.7.

(41) 土佐弘之、「人間の安全保障」という逆説」『現代思想』二〇〇  
一年六月号、青土社、一七〇―一八五頁。一方で、国家の安全保障  
と人間の安全保障の混在が問題や矛盾を生むという指摘もある。外  
交フォーラム一九九九年一月号、座談会「国家の安全保障から人間  
の安全保障へ」二二五頁。

(42) 環境白書平成一三年度版、第一章 第二節二(一) わが国にふら  
わしい国際貢献の取組を参照。

(43) 環境白書平成一四年度版、第三章 第三節二(一) 環境と安全保  
障を参照。

(44) 環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/earth/g8>, 1999/) 参照。  
(45) 環境省地球環境局総務課国際班が担当し、一九九八年に取得、翌

一九九九年三月に報告書が出ている。

(46) 環境省ホームページ 算関係情報 (<http://www.env.go.jp/guide/hudge/index.html>) 参照。

(47) United Nations Development Program, *Human Development Report 1994*, Oxford: Oxford University Press, 1994, p.24. (邦訳) 国連開発  
計画、広野良吉ほか監修『人間開発報告書 一九九四』国際協力出  
版会、一九九四年、二四頁。

(48) 人道的介入とその問題点については、たとえば最上、前掲書を参  
照。

(49) Sandra Postel, *Pillar of Sand: Can the Irrigation Miracle Last?*, W. W.  
Norton & Co., 1999. (邦訳) サンドラ・ポステル著 福岡克也監訳  
『水不足が世界を脅かす』家の光協会、二〇〇〇年、一五五―一六  
三頁。また、Michael T. Klare, *Resource Wars: The New Landscape of  
Global Conflict*, New York: Henry Holt and Company, 2001, pp.138-  
160. (邦訳) マイケル・T・クレア著 齊藤裕一訳『世界資源戦争』  
廣済堂出版、二〇〇二年、一〇三―一三三頁。

(50) 以下については、Daniel Deudney, "Environment and Security:  
Muddled Thinking," *Bulletin of Atomic Scientists* (April 1991), p.24.や  
Geoffrey D. Dabelko and David D. Dabelko, "Environmental Security:  
Issues of Conflict and Redefinition," in The Woodrow Wilson Center,  
*Environmental Change and Security Project Report 1* (Spring, 1995),  
pp.6-8を参照。

(51) 安全保障会議設置法第七条において、関係の閣務大臣の出席が議  
長の判断で可能となっている。これは小泉内閣による「安全保障会  
議設置法の一部を改正する法律案」(改正案)でも同じ。